

: 第 3 回協議会後の修正箇所

: 第 4 回協議会後の修正箇所

1 緑の現状と課題

(1) 都市の魅力を高める緑としての課題

<改定理由>

ケヤキ並木等について、従来は保護という視点から取り組んできたが、枯死による倒木の危険性が指摘され、更新という視点からも取り組みを進めるため。

① 馬場大門のケヤキ並木など、市の魅力を高めるシンボリックな緑の保全

本市の緑は、馬場大門のケヤキ並木、国分寺崖線・府中崖線の緑、多摩川の水辺が「緑の骨格」を形成しています。加えて、浅間山や郷土の森公園などの「緑の核」があり、緑ゆたかな景観を形成しています。

市民アンケート調査においても、馬場大門のケヤキ並木など、本市のシンボルとなる緑を今後も保全すべきという市民の声が多くありました。

また、多摩川由来の崖線の保全を主目的として平成22年3月に設置された「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に本市も参画しており、関係自治体と連携を図りながら、保全活動等に取り組んできました。

改定に向けた課題

魅力を高めるシンボリックな緑は、将来にわたって残すべき重要な都市の資産であることから、緑を着実に守り・生かすことができる法制度の活用や取り組みを進めていくことが必要です。

また、馬場大門のケヤキ並木などを適切に守り育てていくため、樹齢を重ねた生育状態の悪いケヤキの植え替えや、樹木毎に適した剪定を行う等、管理の方法や生育環境の改善にも取り組むことが、今後必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○けやき並木の保全・保護

・けやき並木の生育環境を改善するため、植栽柵への改善や土壌改良等に取り組んできました。しかしながら、樹齢を重ねた生育状態の悪いケヤキもあることから、馬場大門のケヤキを将来に引き継いでいくためにも、古木の種子から幼木を育てるなど、今後は植え替えに向けた取り組みも必要です。

・けやき並木と調和した街並みの形成の取組として、府中駅南口再開発地区（A地区）が完成（平成29年7月）しました。

○崖線などの樹林の保全・活用

・崖線の緑と調和した周辺環境を創出するため、緑化率条例を制定しました。

・崖線樹林の保全の取組として進めていた緑化基金が廃止となり、公有地が進まず、相続等により手放された崖線の緑がありました。

② 市民に親しまれている樹木・樹林の保全

【保存樹木の状況】

平成9年に2,037本指定していた保存樹木は、宅地化や枯死などにより、平成20年には1,926本となりました。その後、指定に向けた取り組みを進めてことにより、平成28年には2,113本となりました。

【保存樹林の状況】

平成9年に13,666.35㎡（18か所）を指定していた保存樹林は、平成20年には、829.46㎡（2か所）と大きく減少しました。その後、保全に関する取り組みを進め、平成28年では829.46㎡（3か所）の指定を引き続き行うことができ、減少を抑制することができました。

改定に向けた課題

土地利用の転換や枯死などにより、樹木・樹林は年々減少していることから、経済的・技術的な支援を行いつつ、市民の保存に向けた機運を高め、これらの貴重な樹木・樹林を後世に引き継いでいくことが必要です。

また、良好な樹林を保全するためには、緑の現況を十分に把握し、望ましい緑のあり方や取組の方向性を明らかにする必要があります。特に、崖線の樹林については、都市緑地法や条例等に基づく市民緑地認定制度※等の積極的な活用や公有地化に向けた検討を進めることが重要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○樹木の保全

・保存樹木・保存樹林の指定に取り組むことで、保存樹木については指定数を増やすことができ、保存樹林については現状を維持することができました。しかしながら、保存樹木・保存樹林は、指定解除が容易であることから、市民緑地認定制度等を活用するなど、担保性を高める取り組みが必要です。

※市民緑地認定制度：NPO 法人や企業等の民間事業者が、民有地の空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するための制度です。設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けることで、一定期間緑地を整備・利活用することが可能となります。

③ 歴史・文化的な資源と一体となった緑の保全・活用

本市は、大化の改新により武蔵国の国府が置かれたことを起源に、早くから政治、経済、文化の中心地として栄えてきました。馬場大門のケヤキ並木などの文化的な資源と一体となった緑は、本市の歴史・文化を現代に伝える要素となっています。

改定に向けた課題

馬場大門のケヤキ並木、大國魂神社や武蔵府中熊野神社古墳など、歴史・文化的な資源と一体となった緑の存在は、風格ある府中の緑として保全・活用・更新を図っていくことが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○重要な景観資源の保全

- ・大國魂神社から桜通りまでの国分寺街道等について、景観重要公共施設として位置づけ、市民参加により、落ち着いた風格のある景観形成に配慮した緑の整備に取り組みました。

④ 民有地における緑の保全・創出

「緑ゆたかなまち」の実現には、市民や民間事業者等の協力を得て、**個人の住宅地や民間事業者が開発する空間**において緑を保全・創出していくことが重要であり、これまで、様々な支援策を講じてきました。

しかし、民有地の樹木・樹林の状況を確認すると、平成20年時より減少傾向を示しています。また、市民アンケート調査においても、民有地である住宅地内の緑が減少していると感じている回答が多くなっています。

また、平成29年の都市緑地法等の改正では、より民間事業者と協力して緑化を推進することを目的に「市民緑地認定制度（P2参照）」が新たに設けられました。

改定に向けた課題

積極的に緑の保全・創出に取り組むことができるように、**個人の住宅地の緑地空間の創出や、民間事業所の屋上・壁面緑化などに対する支援の充実**を図っていく必要があります。

また、**民間の開発事業**に対しては、「府中市地域まちづくり条例」に基づき、公共的なオープンスペースの確保を誘導するほか、都市緑地法等に基づく「緑化地域制度※」や「市民緑地認定制度」の活用も視野に入れ、地域の特性にあった質の高い緑化を誘導する必要があります。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○開発事業に対する緑化の推進

・府中市地域まちづくり条例にもとづき、中高層開発事業については、一定面積の公園設置を指導してきました。

※平成20年度から平成28年3月末までで緑を約8,300㎡確保

・緑の景観づくりを推進するため、事業者が取り組むためのガイドラインとして、「府中市景観ガイドライン（緑化編）」を策定し、事業所等の屋上・壁面緑化など良好な景観づくりに向けた誘導・指導に努めました。

※平成20年度から平成28年3月末までで中高層開発事業「17件」を誘導・指導

○その他

・オープンガーデンや屋上緑化等の制度化については未実施となっていますが、まちのシンボルとしての個性的な緑化を推進するため、引き続き検討が必要です。

・予算上の都合等により、生け垣助成制度を廃止しました。

※緑化地域制度：一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

<改定理由>

これまでは、緑の創出に取り組んできたが、今後はそれらの適切な維持管理にも取り組む必要があるため。

⑤ まちかどの緑の創出・保全

緑化の余地が限られた市街地では、いかに緑化を図り、いかに確保し続けるかが重要となります。これまでもスポットパークの整備や、市民の協力による花壇の設置・維持管理などにより、まちかどの緑の創出とその保全に努めてきました。

改定に向けた課題

まちかどの緑は、潤いのあるまちづくりや市民の緑への意識啓発に効果があることから、市民や民間事業者等との協働により、緑の保全と創出に取り組んでいくことが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○まちかど空間の緑化

- ・まちかど空間の緑化への取り組みとして、以下の設置を進めました。
 - >公共花壇※49か所の設置
 - >市民花壇※37か所の維持管理
 - >スポットパーク※35か所の設置
- ・いずれも高齢化による人手不足や財源不足等が理由となり、減少の一途を辿っており、新たな担い手の育成等が課題です。

※公共花壇：美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、公共空間に設置した花壇やフラワーポット等のことです。

※公共花壇：市民の参加と協力をもとに、美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、土地を市が借り受け、花壇やフラワーポット等を設置して、地域で維持管理している花壇です。

※スポットパーク：まちかどにおける修景施設及び休憩施設を主体とした、市民が憩うことのできる小規模な公園のことをいいます。

⑥ 公共施設における緑の保全・創出

公共施設は、市民の活動の場であるとともに、地域のランドマークとしての役割もあることから、平成19年に「府中市公共施設の緑化基準」を改正し、緑化を推進しています。

改定に向けた課題

公共施設における緑化は、市民・民間事業者が主体的に進める緑化の先導的な役割を担うため、地域特性を踏まえ、地上部の緑化の充実を図るとともに、効果的な壁面緑化や屋上緑化などの緑化事業を進めていくことが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○公共施設の緑化

・公共施設の緑化は、先導的な役割を担うことから、「府中市地域まちづくり条例」や「府中市公共施設の緑化基準」に基づき、緑化を推進しました。

※平成20年度から平成28年3月末までで公共施設「4件」を誘導・指導

<改定理由>

水と緑のネットワークの形成をより進めることを目的に、用水路の通年通水等、親水空間の整備に取り組むため。

⑦ 水と緑のネットワークの形成

市内には、崖線や浅間山などの緑地、多摩川や用水などの水辺、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社をはじめとする寺社林、地域に残る樹木・樹林など、歴史や文化をかもし出す自然環境が残されています。

こうした水や緑が持つ様々な機能を複合的・効果的に発揮するため、本市では水と緑のネットワークの形成に向けた取り組みを進めています。

改定に向けた課題

効率的かつ効果的に水と緑のネットワークを形成するためには、生物の生息空間や移動経路としての役割にも配慮しつつ、水と緑のネットワークの拠点整備と都市計画道路や緑道、用水路等の親水空間などの整備を連携して行うことが必要です。

また、水と緑のネットワークを構成する街路樹のある道路については、緑ゆたかな魅力ある景観を維持し、歩行者などが快適に通行できるように、適切な維持管理が求められます。

さらに、用水路等の親水空間については、季節に関わらず通年で水辺を感じることができるような取り組みが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○公園・緑地を結ぶ水と緑のネットワーク化

- ・水と緑のネットワーク拠点として位置づけていた、郷土の森公園事業が完了したことより、拠点に関わる主要事業は完了しました。今後は、用水路等の親水空間の整備など、緑のネットワーク化に向けた取り組みが必要です。
- ・水と緑のネットワークを周知することを目的に作成した「ウォーキングマップ」を活用したイベントを実施しました。

⑧ 緑化に関わる制度の積極的な活用

都市緑地法には、一定の地域における緑化率を定める緑化地域制度（P3参照）や、地区計画に緑化率を定める緑化率条例制度※、届出制の導入によって建築・開発行為を制限する緑地保全地域制度※など、緑化に関わる規制・誘導制度が用意されています。

平成29年の都市緑地法等の改正では、より緑化を推進するため緑化地域制度の緑化率が緩和されました。また、同法の改正で「市民緑地認定制度」が創設され、本制度で認定できる緑地は、緑の基本計画にて定められる緑化重点地区内※もしくは緑化地域内の緑地とされています。

改定に向けた課題

緑ゆたかなまちづくりの推進を目的に、法改正で新たに設けられた制度も含め積極的に活用していくことが望まれます。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○緑化重点地区等の指定

- ・都市緑地法において「緑化重点地区」や「緑化地域制度」等が制度化されていますが、これらを用いて緑の保全に取り組むことができませんでした。今後は、法的担保のある制度を用いて、貴重な民有緑地（崖線緑地等）の保全に取り組む必要があります。

※緑化条例制度：緑が不足している市街地などの緑化を目的とした制度です。地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度です。

※緑地保全地域制度：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を対象とした緑地保全のための制度です。対象地域にて建築物の新築や土地の形質の変更などを行おうとする者は、一定の場合を除いて、あらかじめその旨を届出なければなりません。

※緑化重点地区：都市緑地法に基づく制度で、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画にて位置づけます。位置づけられた地区では、緑化施策を集中的に行い、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化するとともに、他の地区での緑化意識の高まり等の波及を目指します。

＜改定理由＞

緑に関する活動への参加意欲は高まっており、さらなる協働に向けて協働のための仕組みづくりを進めるため。

（2）協働による緑のまちづくりに関する課題

① 市民との協働による緑のまちづくり

緑に対する価値観の多様化が進み、これまでのような行政主体の緑の保全及び緑化の推進に関わる取組では、市民ニーズに対応することが困難となっています。

そのような中、市民アンケート調査結果では、約4割の方が参加意欲を持たれており、市民の緑に関する活動への興味・意欲が見受けられました。

このようなことを背景に、本市の一部の公園においては、市民ニーズを適切に取り組めるよう、公園の計画・設計段階からワークショップ等を行い、市民と協働しながら、公園づくりに取り組みを進めてきました。

活動への主体的な取り組みは、地域への愛着を醸成するとともに、地域コミュニティの形成にも寄与するものであることから、市民との協働による緑のまちづくりに取り組む必要があります。

改定に向けた課題

市民の緑化活動に対する意識が高まっていることから、適切に協働するための仕組みづくりや、緑のまちづくりに関わる様々な情報の提供など、より積極的な働きかけが必要です。

また、市民との協働で行っている「まちなかきさら制度」の拡大や、一般家庭から出される剪定枝のたい肥化の検討も必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○市民の参画による公園づくり

- ・西原町4丁目公園及び四谷さくら公園にて、設計段階から市民ワークショップを行い、協働による公園づくりに取り組みました。引き続き市民参画を推進し、緑のまちづくりへの市民意識を高めていくことが必要です。

○情報提供・収集の仕組みの構築

- ・「広報ふちゅう」等においてイベント告知を行っているものの、その他の情報提供の取り組みは進んでいません。各種組織・団体による活動の活性化や連携を高めるため、これらの組織に関する情報提供や連携強化に向けた取り組みが必要です。
- ・市民意向を把握する仕組みとしては、市政世論調査を実施しています。

○緑のリサイクルの構築

- ・落ち葉の銀行制度等に取り組み、市民協働による緑のリサイクル活動で進めてきました。

② 民間事業者との協働による緑のまちづくり

近年、公共施設やインフラの整備運営等に関して、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢変化による財政状況の悪化を背景に、民間事業者のノウハウや資金を活用した良好な公共サービスを提供する手法として、PFI・PPP※といった公民連携手法が確立されつつあります。

本市においても、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加などにより、今後厳しい財政状況が続くことが見込まれている中、良好な公共サービスを提供するため、府中市公共施設等総合管理計画※を策定し、老朽化した公園内の建物や遊具の改修・更新等に取り組むこととしています。

改定に向けた課題

より良い公共サービスを提供するため、今後実施する公園・緑地等の整備・運営・管理等に関して、民間活力の導入可能性を適宜検討し、適切な手法を採用していくことが必要です。

運営・管理については、エリアマネジメント※の考えを取り入れながら、包括的民間業務委託※や指定管理者制度※を始めとした、民間事業者との協働による取り組みを進めていく必要があります。

※府中市公共施設等総合管理計画：府中市が保有する公共施設及び主要なインフラ資産の今後の管理に関するあり方等を定めた計画です。

※PPP・PFI：公民が連携して公共サービスの提供を行うことを（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）を指します。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つであり、効率的かつ効果的な公共サービスの提供ため、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に、民間の資金やノウハウを活用する手法です。

※エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組みです。

※包括的民間業務委託：民間事業者の創意工夫やノウハウがより発揮され効率的・効果的な事業実施が行えるができるよう、複数の同種業務等を包括的に委託する発注方式です。

※指定管理者制度：地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を包括的に民間事業者へ委託する制度です。民間事業者のノウハウの活用による、公共サービスの向上と経費の節約を目的としています。

<改定理由>

緑を持続的に守り育てていくためには「担い手の育成」が重要と考え、学校教育・地域活動等を通じた担い手育成に取り組むため。

③ 市民の自主的な取組に向けた担い手育成・意識啓発

市民花壇の設置・維持管理、公園等の清掃・安全点検、生き物の保全・保護のほか、市民の手による緑化イベントとして府中環境まつり、環境週間緑化ポスター、ミズベリングなど、緑の保全・緑化活動に関わる取組が着実に進められています。また、市民アンケート調査結果において、「小中学校での緑化教育と実践」「緑に係るボランティアの育成」といった「担い手育成」が求められていることが分かりました。

改定に向けた課題

市民の自主的な取組を進めるため、様々なイベントなどを通じて、緑の保全・緑化活動への意識啓発を図ることが必要です。

また、緑に関わる活動を行っている団体や個人の活動情報などを共有し、市民の活動を活性化するための仕組みづくりも求められます。

さらに、今後は、本市の緑を持続的に守り育てていくため、学校教育や地域活動を通じた、緑の担い手育成にも取り組むことも必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○市民団体等の育成

- ・府中環境まつりの毎年の開催や、水辺緑地空間に親しむイベント「ミズベリング」の新規開催等、水と緑に触れ合う機会の創出に取り組みました。
- ・市民団体の育成に関する制度（サポーター制度）構築や、講習会等の実施については、実施できていません。
- ・「まちなかきさら制度」を創設し、道路・公園の植栽管理等を市民協働で進めてきました。ボランティア活動が活性化するよう、引き続き支援が必要です。

○自然保護意識の普及・啓発

- ・環境週間緑化ポスターや標語コンクール等のイベントに取り組みました。
- ・小学校及び中学校においてそれぞれ、副読本を用いた社会科授業を行い、水と緑の大切さが学べる郷土教育に取り組みました。

<改定理由>

複雑化する緑に関する課題へ、適切に対応し続けるための仕組み作りに取り組むため。

④ 推進体制などの充実

これまで本市では、「緑」は単に樹木や樹林にとどまらず、市行政分野の広範に及ぶことから、関係各課との連携を図り、緑のまちづくりを推進してきましたが、緑に関する課題は複雑化の一途をたどっています。

改定に向けた課題

課題に適切に対応していくため、公園の活性化に関する協議会等を設置し、取り組み内容を適切に評価するための仕組みや、専門家の方々等と柔軟に連携できる体制を構築していくことが必要です。

(3) 環境保全上の緑の課題

① 多様な生物の生息を考慮した緑の保全・創出

本市は、南から多摩川低地、立川段丘、武蔵野段丘の3つの平坦な土地からなり、それらを分ける府中崖線、国分寺崖線、市の南側を流れる多摩川が地形の骨格をなしています。都市化が進む前は、段丘上では、雑木林と畑地が広がり、耕作が行われてきました。一方、多摩川低地では、府中用水をはじめとする発達した農業水路網と水田が広がり、水田耕作が行われてきました。こうした地形と土地利用によって、本市の生物多様性は育まれてきました。

このような自然環境を総合的・計画的に保全し続けることを目的に「府中市生物多様性地域戦略※」を策定し、「人の生活」と「生きものの命」が豊かに共存した、いきいきと活気あふれるまちの実現に向けた取り組みを進めています。

改定に向けた課題

本市在来の生物や身近な野生生物について、生息数や生息環境を把握した上で、地域の生態系に則って、長期的な視点から多様な生物の生息に考慮した緑の保全や再生を進めていくことが必要です。

また、農地や寺社林、崖線の樹林、民有地の緑、さらには公園や学校の緑などを緑道や遊歩道、街路樹などの緑で結ぶことで、地域全体に渡って生き物が移動できる回廊を形成することが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○浅間山の自然の保全・活用

・東京都浅間山公園の自然環境の保全に向け、浅間山を考える会（市・都・市民活動団体・指定管理者）の主導により、「浅間山公園保全管理ガイドライン（平成27年度）」が策定されました。

・ムサシノキスゲを始めとする在来植物が、ガイドラインに基づく取り組みにより、増加しました。

○生き物の生息空間の保全

・生物多様性の保全に向けて「府中市生物多様性地域戦略（平成27年）」を策定しました。

・生物多様性地域戦略に基づく取り組みとして、東京農工大学との協働し、「府中市の小学校校庭の植物相（平成28年度）」を作成しました。

・自然環境の保全の促進を図るため、市民や市民団体による自然環境調査員会議（平成24年12月発足）にて、武蔵台公園の動植物の生息状況を調査しました。

※平成25年より実施中。

・「NPO 法人府中かんきょう市民の会」との協働による、市民ボランティアが主体となった、多摩川河川敷の植物観察・調査を行いました。※平成28年度末現在も実施中。

※府中市生物多様性地域戦略：生物多様性の保全、持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するため、取り組み方針や内容を定めた計画です。

＜改定理由＞

本市では従来より重要な都市内の緑として扱っていた「農地」が、法においても重要な要素だと明確に位置づけられて制度が拡充されたことより、それらの積極的な活用を検討するため。

② 減少が続く農地の保全・活用

農地は、生産の場としてだけでなく、府中のふるさと感じさせる景観を構成するなど、「みどり」として重要な要素となっています。農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市では、生産緑地地区の指定や市民農園などによる保全、活用を行ってきました。しかし、農業の担い手の減少などにより、農業を維持し、農地を残していくことが困難となりつつあり、2022年頃には生産緑地地区※の解除が可能となる時期を向かえることから、生産緑地の解除に伴う農地転用が懸念されます。

そのような中、平成27年に制定された都市農業振興基本法や平成29年の都市緑地法等の改正にて、これからの時代、都市における緑の中で「農地」がますます重要な要素であることが位置付けられ、生産緑地に関する制度が拡充されました。

改定に向けた課題

農地は、食料の生産機能のほか、生き物の生息空間、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和、防災、レクリエーションといった様々な機能を有します。これら農地が持つ様々な機能に着目した上で、引き続き、農地の利活用の促進や担い手育成に取り組むことが必要です。

また、都市の中の農地を守り育てていくため、解除が可能となる生産緑地に対して、拡充された制度を適切に活用するなど、今後のあり方を検討していく必要があります。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○農地の保全・活用

- ・農地の利活用の促進や担い手育成のため、西府地区において、農業公園の整備に取り組んでいます。
- ・生産緑地の保全及び新規指定に向けて、規模要件を緩和しました。
(500㎡→300㎡)
- ・しかし、後継者不足や財源不足等が理由となり、農地は減少の一途を辿っています。
>生産緑地地区：462地区(21地区減)、100.9ha(12.8ha減)
>市民農園：21園(3園減)、2.2ha(0.2ha減)
※いずれも平成20年度末時点との比較／現況値は平成28年3月31日時点
- ・府中市産農産物直売マップを改訂(平成29年11月)し、配布しました。

※生産緑地：市街化区域内の農地や森林などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものについて、計画的、永続的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画上の制度です。

(4) 余暇活動の場としての緑の課題

<改定理由>

市民ニーズや社会情勢が変化に伴い、バリアフリー化や公園ルールの見直し等が求められているため。

① 市民に使われる公園の整備

公園は、だれもがやすらぎを感じる憩いの場であるとともに、子どもたちが安全に遊ぶことのできる空間、地域コミュニティを醸成する場として、重要な役割を担っています。

本市では、東京都が策定した「緑確保の総合的な方針（平成28年）」等にもとづき、都市公園の整備を計画的に進めており、公園面積は年々増加傾向にあります。このことから、市域の約98%が公園の誘致圏内に収まる状況となっており、「量」の充足は満たされつつあると考えられます。

少子高齢化や生活スタイルの変化などが進展し、特に、健康やコミュニティ形成への関心が高まるなど、公園の使い方や求められる機能が多様化しつつあるなか、市民アンケート調査結果においても、公園の清掃状況や安全性に対して不満の声が多く見られるなど、「質」を高めるための取り組みが求められていることが分かりました。

このようなことを背景に、平成29年の都市緑地法等の改正では、より柔軟に都市公園の整備・運営が行えるよう「公募設置管理制度（Park-PFI制度）※」が設けられ、また、公園をより柔軟に使うことができるようローカルルール等についての協議の場として「公園の活性化に関する協議会」の設置が可能となりました。

改定に向けた課題

今後も「量から質への転換」の視点より、市民ニーズや社会情勢に適応するため、特色ある公園の整備や既存公園のリニューアル・バリアフリー化、新たな遊具の設置などに取り組む必要があります。その際は、市民や民間事業者と協働することも必要です。

また、地域コミュニティの場として、子どもから高齢者まで、地域のだれからも愛され、使われる公園へとするため、公園の運用方法やルール、案内板の見直し、地域イベントの開催などにも取り組む必要があります。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○都市公園の拡充

・都市公園の拡充に取り組み、以下の公園量を確保できました。

＞都市公園：277公園（36公園増）、178.35ha（6.67ha増）

※平成20年度末時点との比較／現況値は平成28年3月31日時点

・今後は市民要望として多く挙げられている、清掃状況の改善や安全性の確保、公園の運用ルールの見直しなど、質の向上に向けた取り組みが必要です。

※公募設置管理制度：飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に関わる施設の設置と、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

<改定理由>

将来的な担保が確約できていない借地公園等があることから、持続的な緑確保のあり方を検討するため。

② 都市計画公園・緑地の整備の推進

本市では、都市の防災性の向上やヒートアイランド現象といった環境問題への対応、市民の憩いの場の確保や緑環境の保全等を目的に、一部の公園・緑地の区域を都市計画で決定し、計画的に整備を進めてきました。

しかし、すでに宅地として整備されている計画区域や、緑の「量」の充足を目的に借地に整備した公園が存在しており、将来的な担保が確約できていない公園・緑地が生じています。

改定に向けた課題

長期未着手の都市計画公園・緑地の整備を推進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定時には新たな重点公園・緑地を位置付け、着実に整備を進める必要があります。

また、都市計画公園・緑地のうち、未整備区域や保全を目的として都市計画決定した区域については、今後の整備のあり方や、保全のあり方について再考する必要があります。

さらに、借地に整備した公園については、今後も持続的に緑を確保し続けていくため、公有地化を含め、あり方を検討する必要があります。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○都市計画公園・緑地の整備の推進

- ・都市計画決定がされていた西府緑地（四谷さくら公園）の整備に取り組んでいます。
- 引き続き「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき整備に取り組む必要があります。

(5) 安全・安心を提供する場としての緑の課題

<改定理由>
現在の取り組み状況を
反映するため。

① 避難場所・避難路となる緑地の確保

公園等のオープンスペースは、災害時には避難場所としての役割が期待されており、本市では、災害時の指定避難場所として、市立小中学校の校庭など39か所を指定しています。また、大規模災害の避難場所となる「広域避難場所」として、多摩川河川敷や東京農工大学など10か所を指定しています。その他、矢崎町防災公園が整備されています。

また、緑ゆたかな緑道・遊歩道や、街路樹のある道路は、災害時の避難路となるほか、延焼による被害拡大を抑えるなど、防災面での機能も果たすことから、充実化に向けた取り組みを進めています。

改定に向けた課題

防災機能を有したオープンスペースは、市民の生命財産を守る上で不可欠であることから、新たな公園整備や既存公園の改善を進める際には、防災機能の確保・向上を図る必要があります。

都市計画道路をはじめ一般市道についても、計画的な緑化を進めるとともに適切な樹木の維持管理を行うことで、市街地の安全性をより高めることが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○安全で安心な公園等の整備

- ・ 矢崎町防災公園や常久公園、西原 4 丁目公園等において、かまどベンチやトイレスツール等の防災備品の設置に取り組みました。引き続き、公園の防災力が向上する取り組みを進めていきます。

＜改定理由＞

安全・安心に使い続けられるよう、公園長寿命化計画に基づく取り組み等を進め、公園遊具・建物の老朽化へ対応するため。

② 安全・安心な公園の整備

本市では、樹木の維持管理に関する事、施設の故障に関する事など、市民から寄せられる様々な意見や要望に対応し、安全・安心に利用できる環境づくりを進めています。

しかし、本市の公園は、多くが昭和60年ごろまでに整備されています。これらは開設後25年以上を経過しており、公園内の遊具や建物が改修・更新の時期を迎えつつあります。

また、市民アンケート調査結果においては、公園・緑地を整備する際の配慮事項として「防犯性への配慮（見通しの良さ、防犯灯の設置等）」及び「安全性への配慮（遊具の安全性等）」に対するニーズが高くなっています。

改定に向けた課題

公園利用者の安全性を確保するため、公園長寿命化計画にもとづき適切に点検・診断、更新等を進めていくことが必要です。また、利用者が安心して利用できるよう、見通しを良くする、照明の適切な配置を進めるなど、安全・安心に関する取り組みも必要です。

市民から寄せられる様々な意見や要望などに迅速に対応していくため、安全性を最優先し、地域にあった維持管理の方法を考えていくことが必要です。

課題に対応する府中市緑の基本計画 2009 の施策とその取組状況

○公園・緑地の適切な維持管理

- ・公園施設の老朽化へ対応するため、公園長寿命化計画を策定しました。
- ・公園施設の定期的な点検実施に取り組みました。今後は、公園長寿命化計画にもとづき、対応を進めていくことが必要です。また、積極的に民間事業者等と協働しながら、点検・維持管理に取り組むことも必要です。

※公園長寿命化計画：府中市が管理する公園の遊具や施設について、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコストの縮減の視点より、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理の方針等を定めた計画です。

2 改定の考え方

(1) 改定の基本的な考え方

本市はこれまで、緑を創出・保全すると同時に、都市の風格や魅力を高める環境要素として活用するための取組を進めてきました。その結果、年々、緑の量は減少傾向ではあるもののいまだ市内には多くの緑が残っており、さらに、緑に関する取り組みを通じて、緑に関わる多くの市民の方々や各種団体が生まれてきました。

しかし一方で、少子高齢化の一層の進展等の社会情勢変化により、公園の使われ方や求められる機能が変わりつつある中、本市の公園は、多くが昭和60年ごろまでに整備されており、公園内の遊具や建物は改修・更新の時期を迎え始めています。さらに、本市のシンボルであるケヤキ並木をはじめとした緑や緑地、公園の植栽地が、市街地内という生育環境の厳しさから枯死・倒木といったことが懸念されています。

将来的に厳しい財政状況が見込まれている中、これらへ適切に対応をしていく必要があります。

そのような中、本計画の根拠法となる都市緑地法等が平成29年度に改正されました。都市内の農地は緑地であると定義づけられ、農地を保全・活用していくための制度や、民間事業者等と連携して緑を創出・保全・活用していくための制度等が新たに用意されました。

このため、本計画は、法改正に伴う新たな制度等を活用し、以下の考え方を基本に、改定するものとします。

① 緑地や人材等の地域資源をフル活用するための計画とします。

地域の歴史文化を表す緑、生物生息空間でもある自然豊かな緑、府中を感じさせる農の風景などの「緑の資源」や、緑の保全・創出・維持管理に関わる市民や各種団体、民間事業者のノウハウ・マンパワー・資金力などの「人的・経済的資源」、公園や広場等の「公共社会資本」などの、本市にこれまで蓄積されてきた「地域資源」をフル活用するための計画とします。

② 緑の質をこれまで以上に向上させ、育てていくための計画とします。

子どもから高齢者まで誰もが安全に快適で楽しく使える緑地や、管理が行き届き、府中を感じる自然とふれあうことのできる緑環境の整備、多様な生物の生息を考慮した緑地の保全・創出、市街地の安全性をより高める緑地の確保など、「緑の質をこれまで以上に向上させ、それらを育てていく」という考え方に比重を置いた計画とします。

(2) 改定方針

先に整理した緑の現状と課題を踏まえ、改定の基本的な考え方である「地域資源ストックのフル活用」「緑の質の向上」の視点から、7つの改定方針を設定し、計画を改定します。

① 府中らしさを感じられる緑を最良の状態に引き継ぐ 【課題(1)に対応】

本市には、馬場大門のケヤキ並木など、府中らしい魅力ある緑が数多く存在し、その保全に取り組んできましたが、樹木の枯死・倒木、雑木林の減少などにより、府中らしさを感じられる緑の減少が懸念されます。

こうした状況に鑑み、「保全」に努めつつも、伐採と植樹による緑の「再生」を進めます。また、地域のランドマークにもなる公共施設の緑化や、都市化の進展に伴って減少が危惧される屋敷林や雑木林の維持・保全、これらの緑を繋げる空間づくりなど、「府中らしさを感じられる緑を最良の状態に引き継ぐ」という視点から、必要となる取組を位置づけます。

② 豊かな人財を活用し、緑のまちづくりを進める 【課題(2)に対応】

本市には、緑のまちづくりへの意識が高い市民や緑に関わる団体が多く存在しています。また、東京農工大学や都立農業高校が立地するなど、人財に恵まれた都市となっています。

このことから、市民及び民間事業者と行政をつなぐ体制・仕組みづくりや緑に関する取組や制度の情報提供、緑に関する教育・学習、市民や民間事業者等との協働による緑の保全・創出など、豊かな人財を活用し、協働で緑のまちづくりを進めるための取組を位置づけます。

③ 人と生き物が共存・共生したまちを実現する 【課題(3)-①に対応】

私たちの暮らしや文化は、たくさんの生き物の恵みを受けて成り立っており、多様な生きものが生息できる環境を守ることが重要となっています。

このことから、人と生きものの共存・共生したまちを目指し、多様な生物の生息空間となる緑の保全・創出、緑のネットワーク化など、生物多様性を保全するための取組を位置づけます。

④ 地域の財産として農地を保全・活用する 【課題(3)-②に対応】

本市には、市街地内に多くの農地が残されており、これらは都市近郊農業の生産地として、また地域を感じさせる風景の構成要素として市民に親しまれています。

これらの農地を地域の貴重な緑として再認識し、地域の財産として保全・活用して行くための取組を位置づけます。

⑤ 公園・緑地の魅力を高める 【課題(4)に対応】

本市では、これまで多くの公園・緑地を整備してきましたが、社会情勢の変化に伴い、市民ニーズや使われ方が変わりつつあります。

そのため、市民ニーズの変化に対応した利用ルールの見直しや、民間事業者のノウハウなどを取り入れた公園・緑地の整備、運営、維持管理など、公園・緑地の魅力を高めるための取組を位置づけます。

⑥ 災害時の市街地の安全性を高める 【課題(5)-①に対応】

公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や延焼による被害拡大を抑える空間として機能するほか、平時においても雨水の地下浸透により水害の発生を抑制するなど、防災面で重要な役割を担っています。

自然災害による脅威から市民の生命財産を守るため、公園等のオープンスペースの防災機能の確保・向上など、市街地の安全性を高める取組を位置づけます。

⑦ 公園・緑地を安全・安心して利用できるようにする 【課題(5)-②に対応】

本市の公園・緑地は、多くが昭和60年ごろまでに整備されており、公園・緑地内の遊具や建物は改修・更新の時期を迎えつつあります。加えて、敷地内の清掃状況、遊具の劣化や防犯などの面からみた安全性に対しての不満が市民から指摘されており、公園・緑地の維持管理のあり方も見直す必要が生じています。

このことから、将来にわたり公園・緑地を安全・安心して利用できるように、バリアフリー化や長寿命化を考慮した整備、維持管理等の取組を位置づけます。